

平成二十四年三月二日受領
答弁第九二二号

内閣衆質一八〇第九二号

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員服部良一君提出大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員服部良一君提出大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問に対する答弁
書

一から四までについて

お尋ねについては、個別の地方公共団体の内部の事案に関するものであり、当該地方公共団体において、憲法、法律、条例等に基づき適切に判断し、対応されるべきものと考ええる。